平成２２年（フ）第８３６号
京都市南区上鳥羽南中ノ坪町115番地　久世方
債務者　仲川　隆司
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４６号
京都府宇治市槇島町落合129番地の１　グラン・コート北宇治Ⅱ403号
債務者　服部郁代子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５７号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺１番地の14　４―103
債務者　荻　　享子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
京都府京都市中京区西ノ京中御門西町28番地８、前住所京都府京丹後市網野町網野886番地の２
債務者　岡田冨美子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４８号
京都府京丹後市大宮町奥大野456番地の１
債務者　山添　仁志
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１５号
長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷324番地２
債務者　魚住千砂子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目28番35号　吉原マンションＡ棟101号
債務者　米次　裕美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
鹿児島県いちき串木野市口之町110番地、住民票上の住所鹿児島県いちき串木野市羽島5010番地６
債務者　平山　秀美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５８号
福岡県大牟田市小浜町66番地４
債務者　園田　慎吾
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４０８号
千葉県柏市豊四季台１丁目１番４―306号
債務者　樋口　雅子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９０号
宮城県岩沼市阿武隈１丁目３番242号
債務者　岩井　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
仙台市太白区金剛沢１丁目10番11号
債務者　田中　澄江
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７００号
仙台市青葉区木町通２丁目４番31号　リバーシティ木町201、住民票上の住所仙台市青葉区一番町４丁目５番18号
債務者　岩隈由記子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
仙台市青葉区中江２丁目８番12号　ベルシティ中江107
債務者　渡邉永充郎
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６３号
仙台市青葉区荒巻中央18番14号　西山アパート102
債務者　佐藤　誠一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
宮城県本吉郡南三陸町戸倉字雷前16―２、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷73番地
債務者　三浦　俊道
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２２号
宮城県気仙沼市南郷４番地３　コーポコマツ105号
債務者　千葉　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部